

# 地域健康科学センター規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学地域健康科学センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 センターは、市町村や県が実施する健康増進事業に協力するとともに、予防医学や健康づくりに関する教育及び研究を行うとともに、その成果を社会へ還元することにより、地域住民のセルフケアを支援することを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市町村や県が実施する健康増進事業への協力に関すること。
- (2) 予防医学や健康づくりに関する教育及び研究並びに研究成果の提供に関すること。
- (3) 啓発及び広報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

## (組織)

第4条 センターは、センター長、副センター長、専任教員及びその他の教職員をもって組織する。

- 2 センター長は、センターの運営を統括する。
- 3 センター長は、理事長をもって充てる。
- 4 副センター長は、センター長を補佐する。
- 5 副センター長は、疫学・予防医学教授をもって充てる。

## (運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 法人企画部長
- (4) 奈良県福祉保険部医療保険課長
- (5) 奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課長
- (6) 教職員若干名

3 前項第6号の委員は、教育研究審議会に附議し、役員会の決定により理事長が任命する。

4 第2項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、運営委員会を主宰し、その議長となる。

- 6 センター長が議長としての職務を遂行することができない場合は、副センター長が議長の職務を代行する。
- 7 運営委員会は、第2項に規定する者の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 運営委員会は、必要と認めるときは、第2項に規定する者以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成26年3月5日から施行する。  
(県民の健康増進支援センター運営委員会規程の廃止)
- 2 県民の健康増進支援センター運営委員会規程（平成25年11月6日施行）は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年7月6日から施行する。
- 2 この改正の施行後、第5条第3項の規定により最初に任命される委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。